

令和 3 年度議員自己評価について

1 根 拠

(1) 芽室町議会基本条例第 10 条第 3 項

議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を 1 年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。

2 経 過

- ・ H25. 4 芽室町議会基本条例施行
- ・ H30. 1. 30 条例等に関する自己評価見直しについて（第 22 回議運）
- ・ H30. 2. 2 見直し案について検討（第 23 回議運）
- ・ H30. 2. 7 見直し案について協議（全員協議会）
- ・ H30. 2. 20 評価すべき条文を整理し決定（第 24 回議運）

※ H25：個別条項ごとに条文評価

※ H29：条文評価、趣旨評価、条文や趣旨に応じた設問

3 課 題

- ・ 自身や議会の活動を振り返ることができる一方で、評価が義務的になっている。
- ・ 条文の捉え方に個人差が生じている。
- ・ 自己評価から抽出される課題は、ほぼ毎年類似する傾向にある。
- ・ 条例評価は町民にはわかりにくい。
- ・ 条例制定から 8 年。この間、条文の改廃について議論がなされていない。

4 解決策（今後の展開）

- ・ 自己評価内容や項目の見直しをする
 - いつまでに？（R3 か？それとも R4 か？）
 - なにを？（評価する条文や項目の変更か？別の評価手法か？）
 - どのように？（根拠はなにか？R4 活性化策にあげるのか？）
- ・ 条文改廃の必要性について議論をする
 - 条例制定時と現状に乖離はないか

5 今年度の取組み 前年同様とする。